



2018年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役社長 岡部 哉慧
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 執行役員 管理本部長 稲岡 達也
Tel : 03 (5401) 4653

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年2月14日開催の取締役会において、2018年3月28日開催予定の第116回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行すること、および下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役および執行役員への権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

2018年3月28日開催予定の第116回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。なお、本定款変更は、同株主総会終結のときをもって効力が発生するものといたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部について所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第9条 (単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱<u>規定</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第12条 (株式取扱<u>規定</u>) 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱<u>規定</u>による。</p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第21条 (員 数) 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削除)3. 会計監査人 <p>第9条 (単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱<u>規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第12条 (株式取扱<u>規程</u>) 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱<u>規程</u>による。</p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>第21条 (員 数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第22条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第23条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (取締役会規定) 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (代表取締役および役付取締役) 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締</p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第29条 (業務執行の決定の取締役への委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条 (代表取締役および役付取締役) 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり) ③ 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役</p>

現行定款	変更案
<p>役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第30条（条文省略）</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>第31条（選任）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>第32条（員数）</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>第33条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第31条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第35条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>第36条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第37条（監査役会規定） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p> <p>第38条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p> <p>第39条（決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第40条～第41条（条文省略）</p> <p>第42条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p>附則 第1条 <u>第13条の規定の変更は、2017年4月1日からその効力を発生する。</u></p> <p>第2条 <u>第43条の規定にかかわらず、2016年12月1日から始まる第116期事業年度は、2017年12月31日までの13ヶ月間とする。</u></p>	<p>第32条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第33条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第34条（決議の方法） <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第35条～第36条（現行どおり）</p> <p>第37条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附則 第1条 <u>当社は、第116回定時株主総会終結の前の行為に関する会社法第426条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>第116回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第3条</u> <u>第45条第2項の規定にかかわらず、第116期事業年度の中間配当の基準日は2017年5月31日とする。</u></p> <p><u>第4条</u> <u>本附則は、第116期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年3月28日(水)
定款変更の効力発行日 2018年3月28日(水)

以 上